

鳥取県射撃環境改善事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

（交付申請から原則20日以内）

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

3. 事業開始

【事業の変更が必要な場合】

上限を超えない範囲で事業費の増額が可能な場合。

【事業を中止・廃止したい場合】

事業を中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：直接事業 …… 別表第1欄の事業が終了した日
：市町村間接事業……別表第1欄の事業が終了し、市町村が
事業実施者に支払いを終えた日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出（事業完了から20日以内か4月20日）

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

○廃止・中止の場合は廃止・中止の申請を事前に行い承認を受ける必要があります

◎補助金の支払い

実績報告が提出され、事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

事業実施主体	提出先	住所	連絡先
鳥取市、岩美 鳥取市、岩美町、八頭郡の町	東部農林事務所農業振興課	〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3553
倉吉市、東伯郡の町	中部総合事務所農業振興課	〒682-0802 倉吉市東巖城2	0858-23-3161
米子市、境港、西伯郡、日野郡の町	西部総合事務所農林業振興課	〒683-0054 米子市鞆町1丁目160	0859-31-9383